

**「墜落制止用器具（フルハーネス型）使用工事」に係る
特記仕様書**

1 用語の定義

墜落制止用器具（フルハーネス型）

「墜落制止用器具の規格」（平成 31 年厚生労働省告示第 11 号）に適合するものをいう。

2 受注者は工事着手前に施工計画書又は打合せ簿で以下の内容を記載し、監督員に提出する。

・ 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用の有無及び使用する期間

3 墜落制止用器具（フルハーネス型）の使用が求められる作業（R4 年 1 月 1 日以前にあつては同様の環境での作業）において同器具の使用がみとめられた場合、以下の墜落制止用器具費を契約変更にて計上する。

墜落制止用器具費＝墜落制止用器具費月額損料(差額分)×月数区分（表）

表 墜落制止用器具費の算定区分表

工種区分		墜落制止用器具費 月額損料(差額分)	月数区分※					
			6 か月 まで	12 か月 まで	18 か月 まで	24 か月 まで	30 か月 まで	30 か月 越え
建築工 事	新営工事	6,000 円/月	6 (か月)	12 (か月)	18 (か月)	24 (か月)	30 (か月)	36 (か月)
	改修工事	3,600 円/月						
電気設 備工事	新営工事	3,600 円/月						
	改修工事	2,400 円/月						
機械設 備工事	新営工事	3,600 円/月						
	改修工事	2,400 円/月						

※ 算定に用いる月数区分の目安は、以下の期間が該当する月数区分とする。

墜落制止用器具の使用開始日又は令和 4 年 1 月 2 日を起算日とした工期末までの期間